

西条市立小・中学校の 適正規模及び適正配置に関する基本方針

令和8年7月
西条市教育委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 西条市の人口推移・将来人口等の推計・・・・・・・・	4
2 西条市の小・中学校の現状及び将来予測・・・・・・・・	11
3 学校規模等の適正化について・・・・・・・・	16
4 学校規模等の適正化を図る方策・・・・・・・・	25
5 留意すべき事項・・・・・・・・	26
6 学校規模等の適正化の進め方・・・・・・・・	27

はじめに

本市では、平成 16 年 11 月の新市発足以降、学校は地域コミュニティの核であるとの考えのもと、統廃合を行わない方針を維持してきました。しかし近年、全国的な人口減少や少子化の影響により学校の小規模化が進み、本市においても一部の小学校で複式学級が生じるなど、子どもたちの教育環境に様々な影響が見られるようになっていきます。あわせて、学校施設や設備の老朽化も学校運営上の喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、今後も児童生徒数の減少が続くことが見込まれることから、令和 4 年度に保護者および教員を対象として「学校規模適正化に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。その結果をもとに、令和 5 年 1 月開催の令和 4 年度第 2 回総合教育会議において、市内小・中学校における適正規模・適正配置等（以下「学校規模等の適正化」という。）に向けた検討を開始する方針が決定されました。

アンケート調査の結果、学校再編を進めることはやむを得ない、または積極的に学校再編を進めるべきだとする回答が約 7 割となったことを受け、令和 5 年 4 月に学校教育課を事務局とする「西条市学校規模適正化等に関する検討委員会」を教育委員会に設置しました。委員は概ね係長職以上の関係職員で構成し、具体的な検討を開始しています。

さらに同年 9 月には、副市長を委員長とし、関係部署の部長級職員で構成する全庁横断的な組織として「西条市小・中学校の適正規模等検討委員会」を設置し、教育的見地から、子どもたちの学習環境や学校生活を最優先に、より踏み込んだ検討を行いました。

これを受け、令和 6 年度には、学識経験者、自治会、PTA、学校関係者など外部委員 20 名で構成する「西条市学校適正規模・適正配置等審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、学校規模等の適正化に向けた基本的な方針等について、教育委員会から諮問しました。審議会では、子どもたちの教育のあり方をまず第一に考え、多様な立場から審議が重ねられ、本市が抱える将来的な課題や、学校が一定の規模を持つ必要性などが審議され、令和 7 年 1 月に「西条市学校適正規模・適正配置等審議会答申書」（以下「答申書」という。）が提出されました。

今後は、審議会から提出された答申書を踏まえ、学校規模等の適正化に向けた取組を進めるため、本書「西条市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。本取組にあたっては、市長部局の関係部署と連携し、対象地域の保護者や地域住民、学校関係者の皆様に丁寧な説明を行い、理解を得ながら進めていくことが求められているところです。

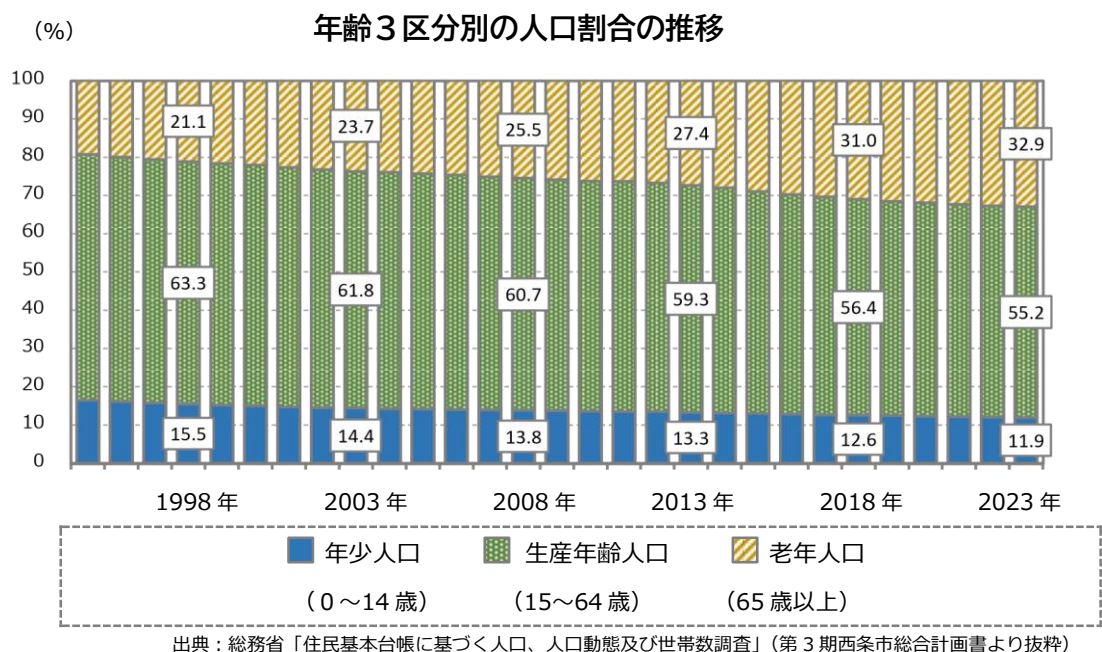
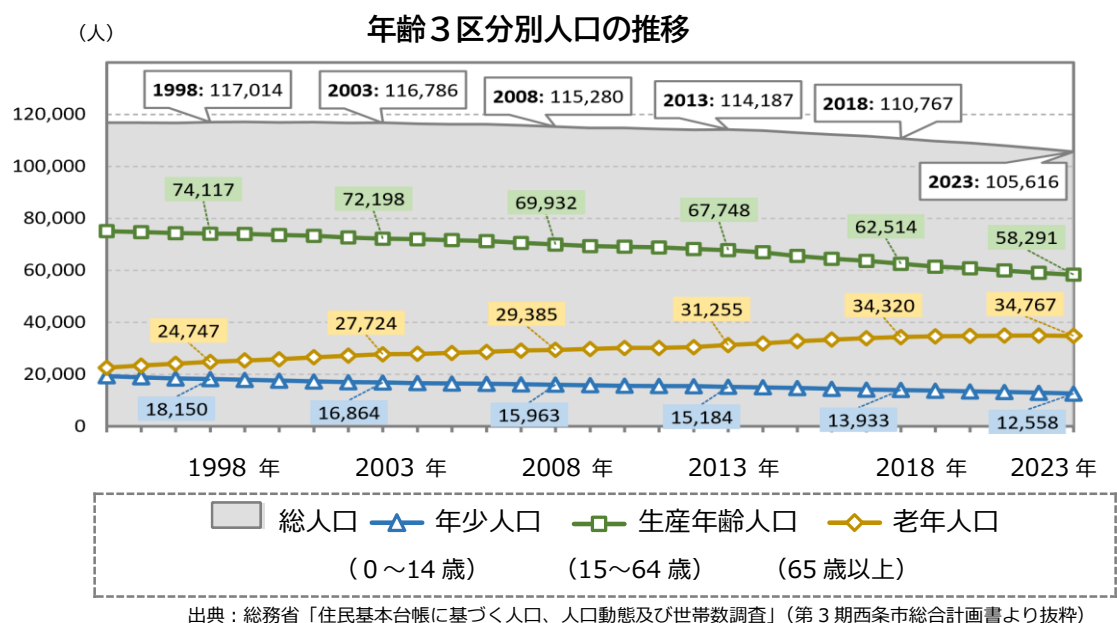
これらの取組を通じて、子どもたちにとって望ましい教育環境の実現と、教育の質の向上を図ってまいります。

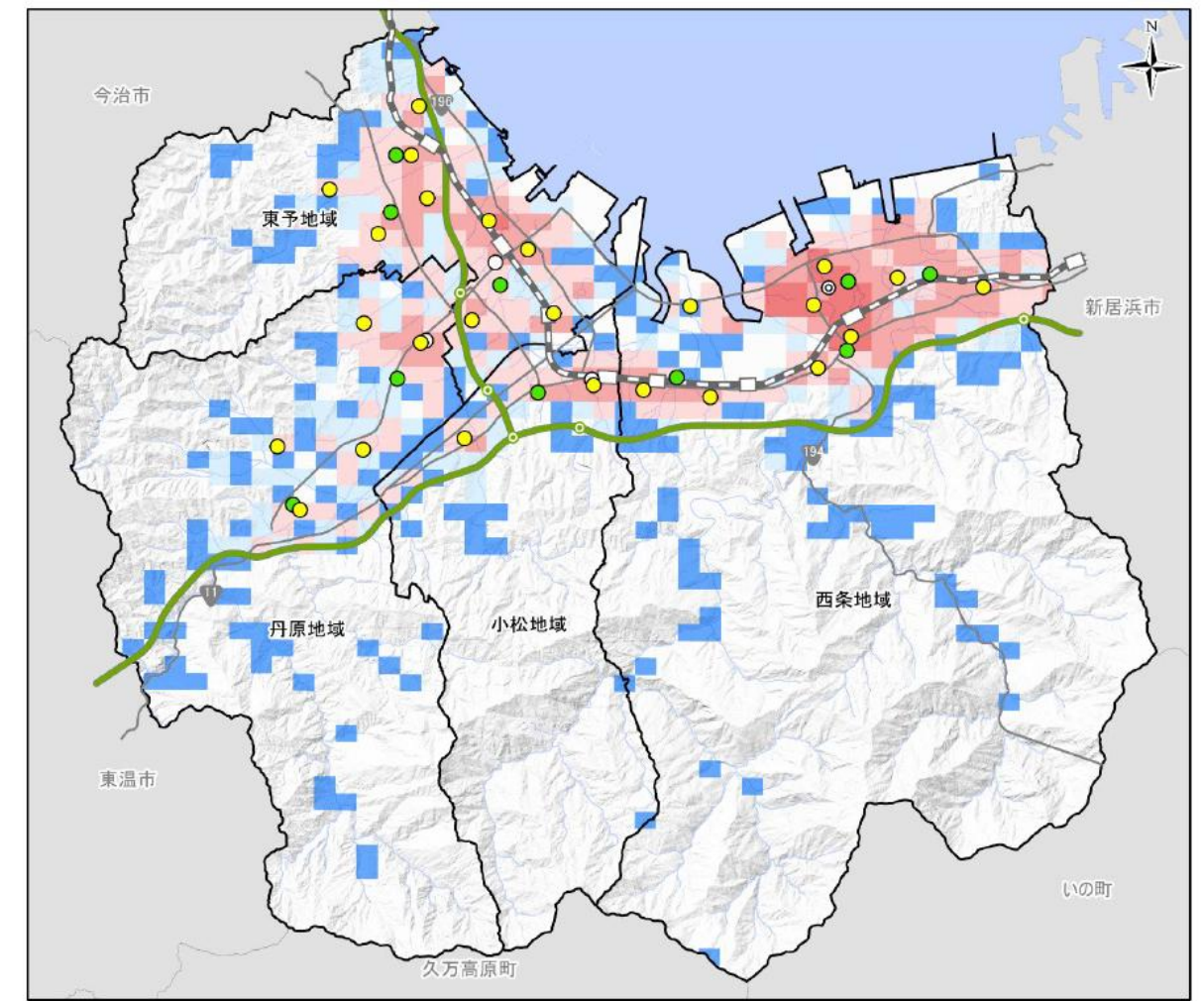
西条市教育委員会

1 西条市の人口推移・将来人口等の推計

(1) 人口推移

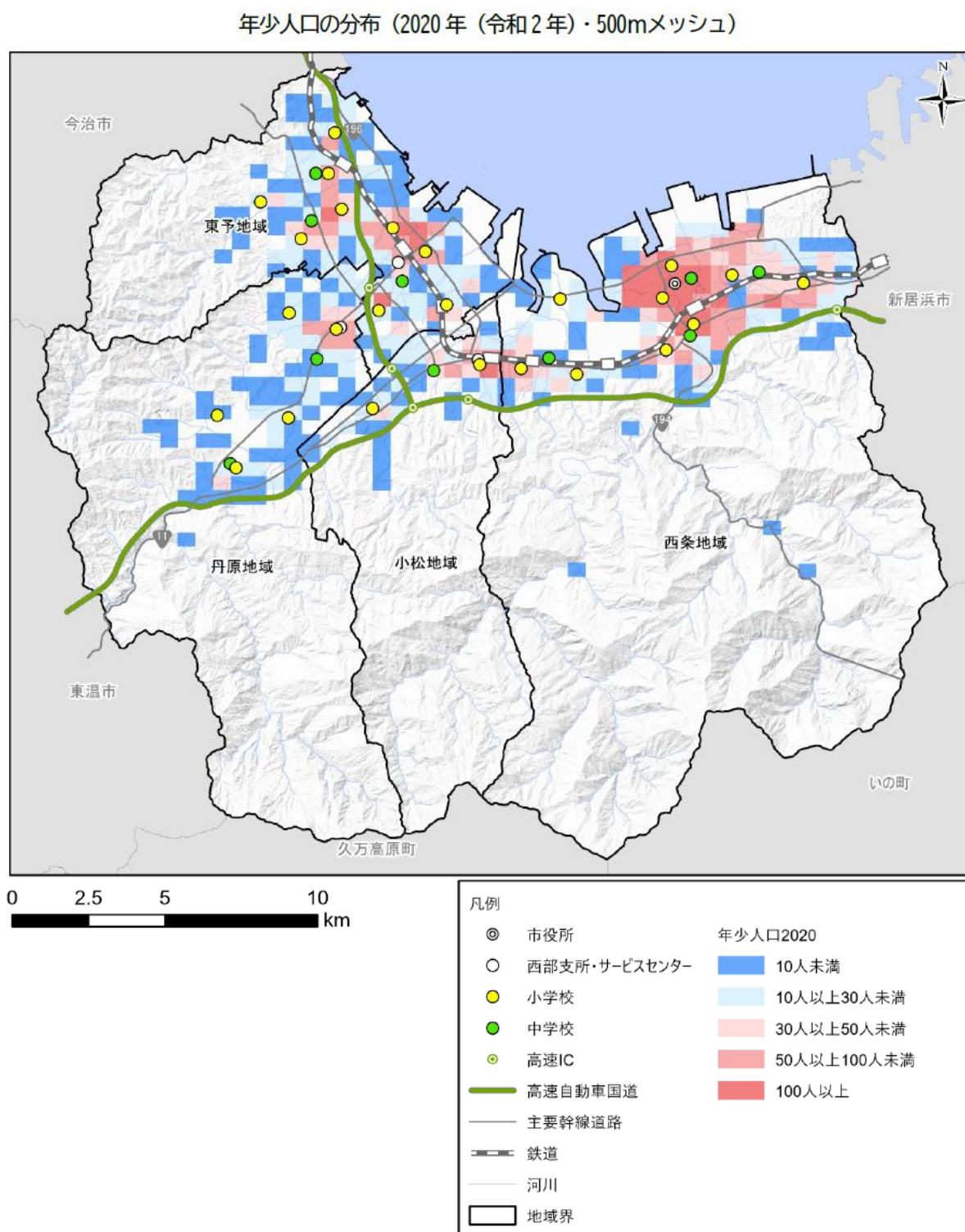
西条市の総人口は減少が続いており、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少する一方で、老年人口（65 歳以上）は増加しています。





(3) 現在の年少人口の分布

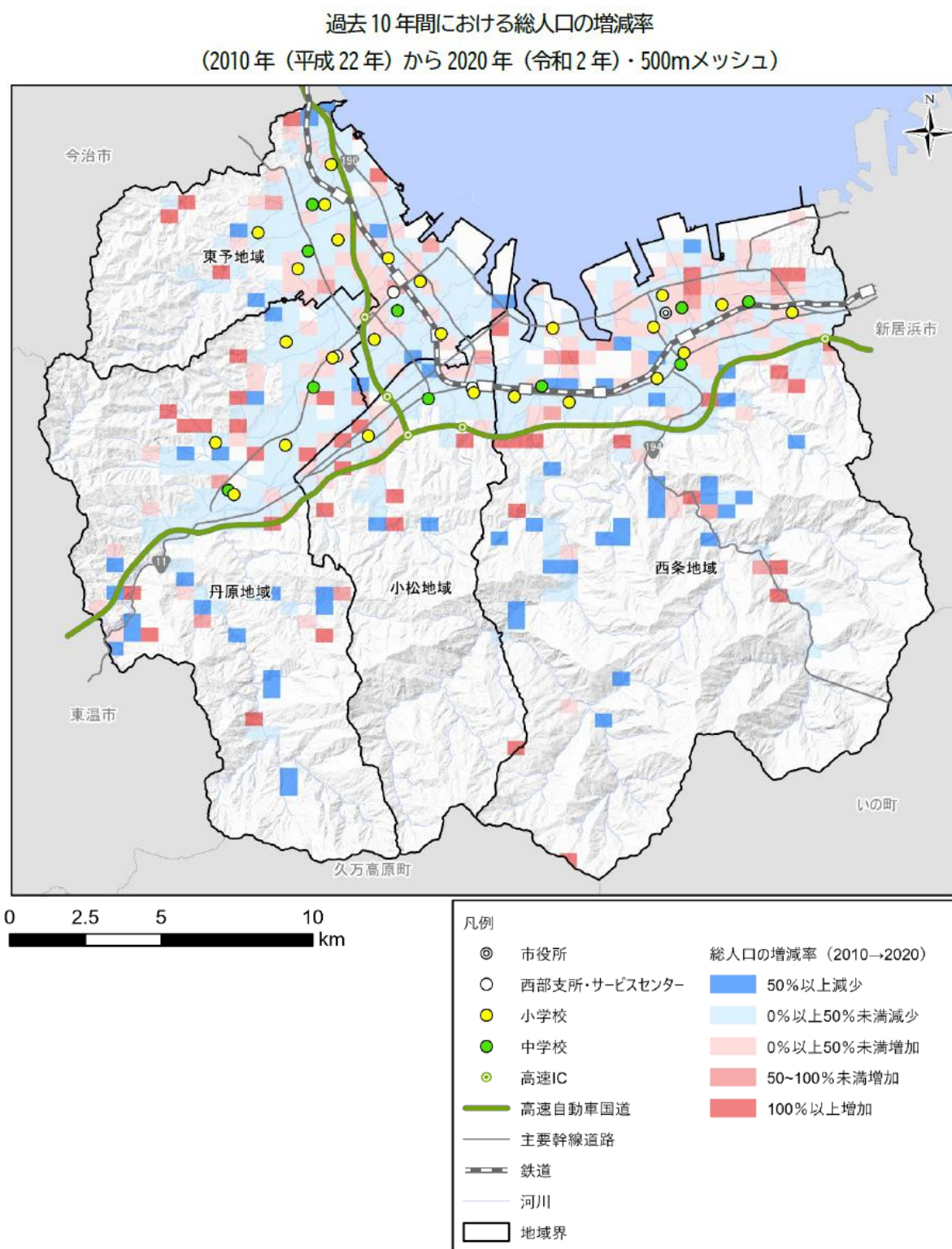
2020 年国勢調査に基づく本市のメッシュ別人口分布（年少）は、以下のとおりです。



出典：総務省「国勢調査」（2020 年（令和 2 年））

(4) 過去 10 年間の人口増減率

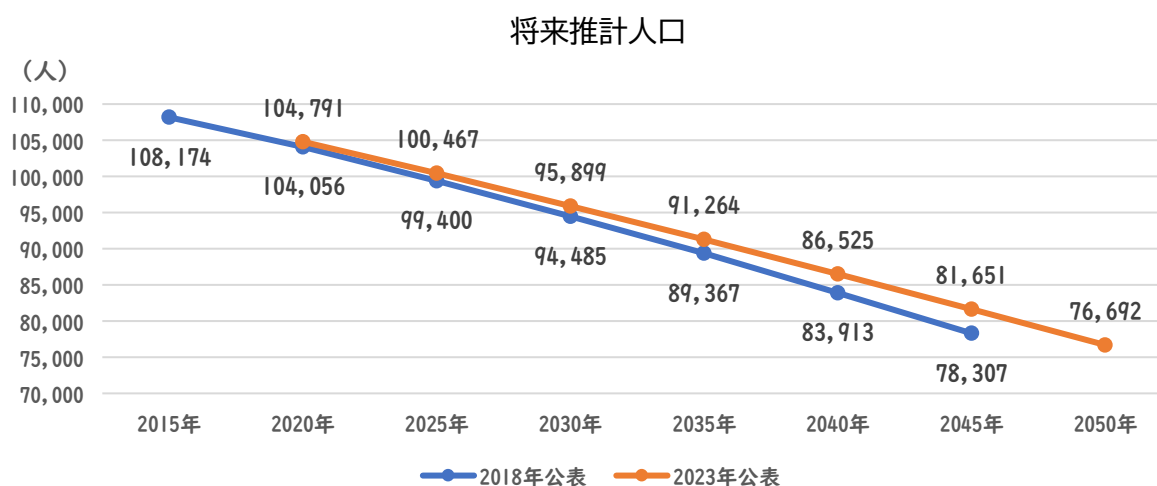
過去 10 年間（2010 年から 2020 年）のメッシュ別人口増減率は以下のとおりです。



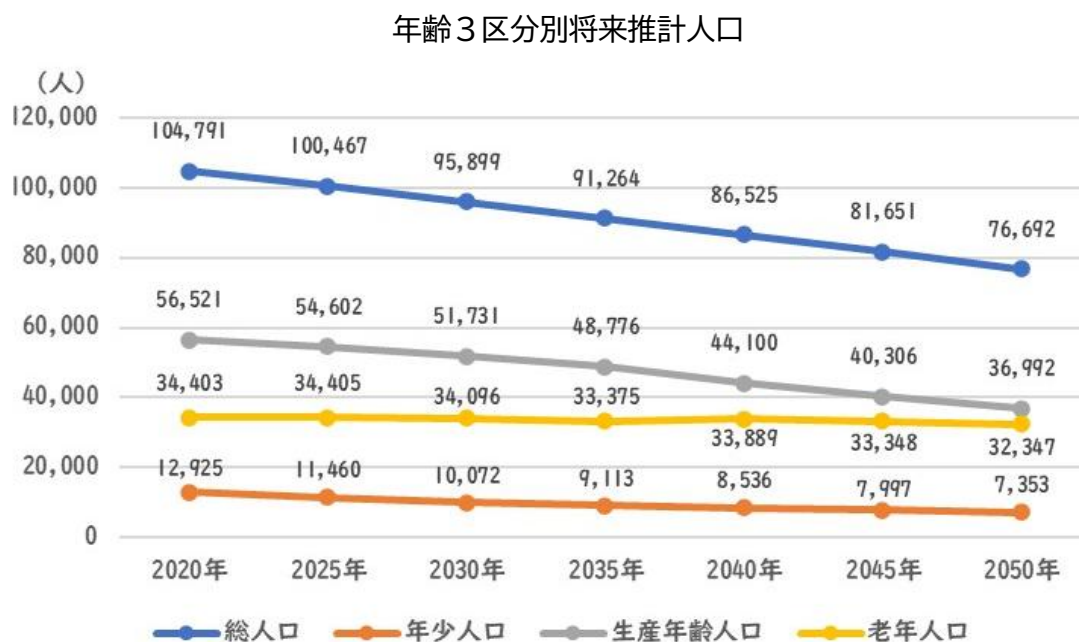
出典：総務省「国勢調査」（2010 年（平成 22 年）・2020 年（令和 2 年））

(5) 将来推計人口

西条市の総人口は、将来にわたって減少傾向が続き、2050年には76,692人まで減少すると予測されています。



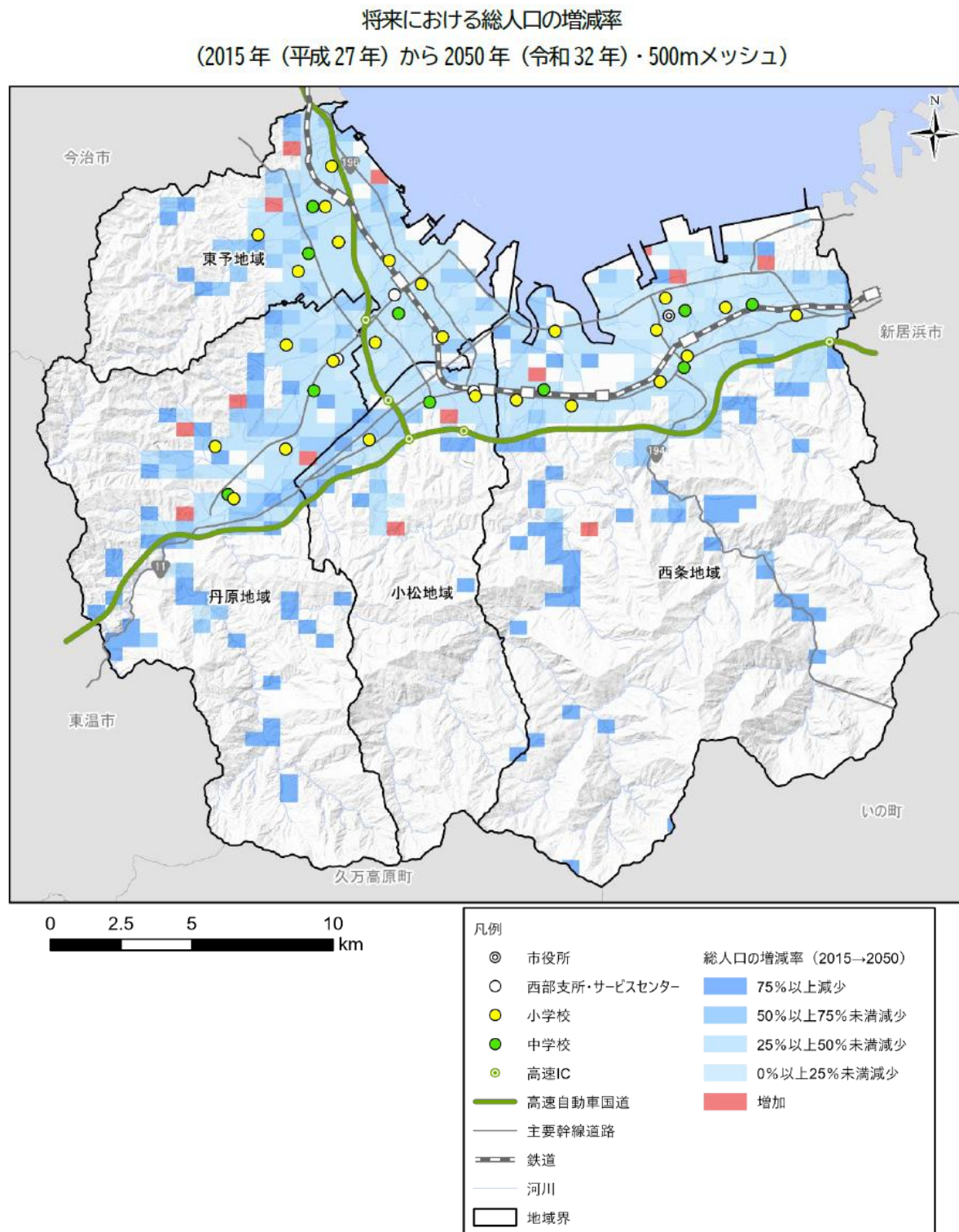
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（第3期西条市総合計画書抜粋）



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（第3期西条市号総合計画書抜粋）

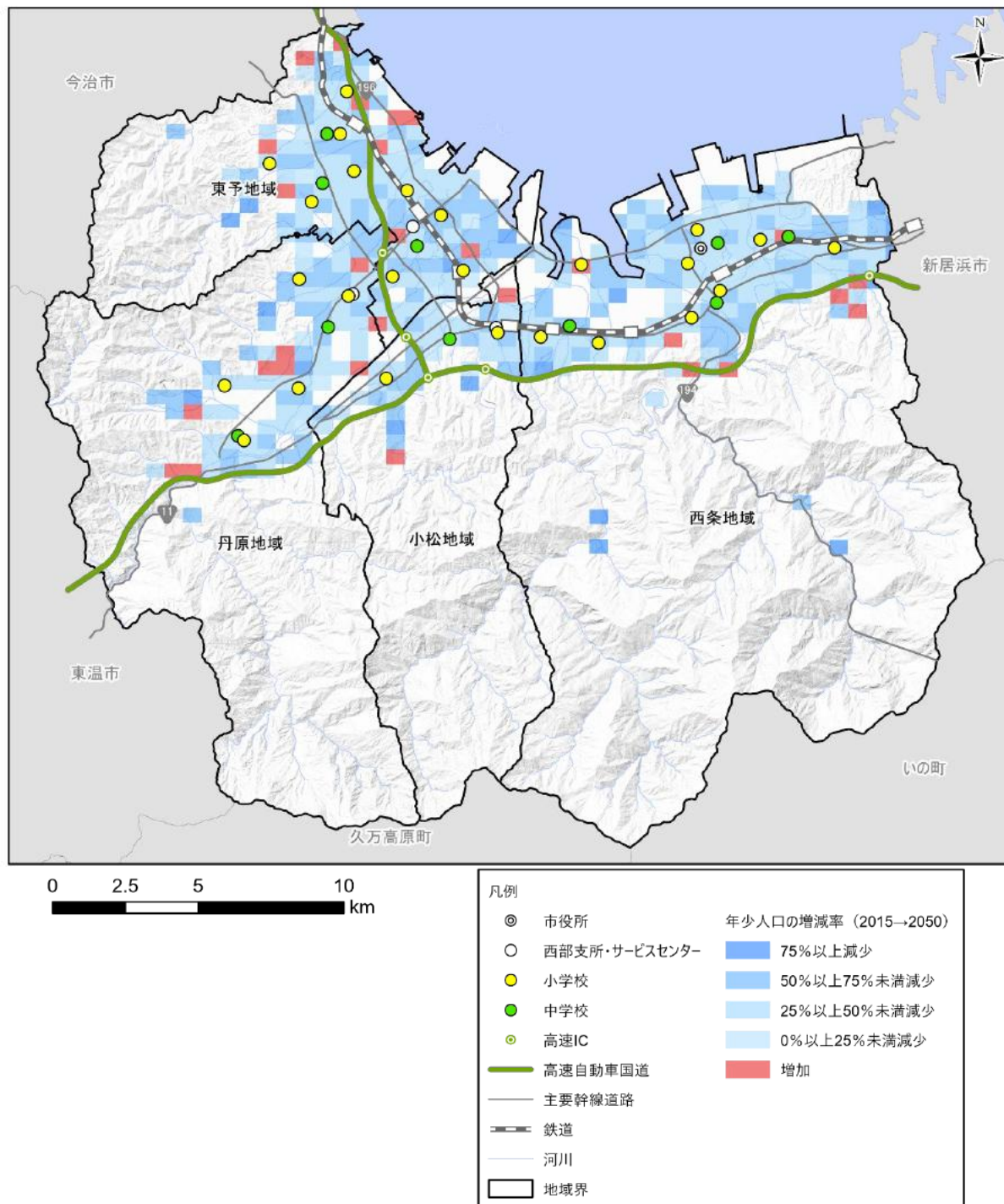
(6) 将来推計人口の増減

将来における総人口や年少人口の増減率については、一部の地域で増加が見られるものの、ほぼ全ての地域において減少する見込みとなっています。



出典：総務省「国勢調査」(2015年(平成27年))500mメッシュ別将来推計人口データ(H30 国政局推計)

将来における年少人口の増減率
(2015年(平成27年)から2050年(令和32年)・500mメッシュ)



出典：総務省「国勢調査」(2015年(平成27年))500mメッシュ別将来推計人口データ(H30 国政局推計)

2 西条市の小・中学校の現状及び将来予測

(1) 小・中学校の設置状況

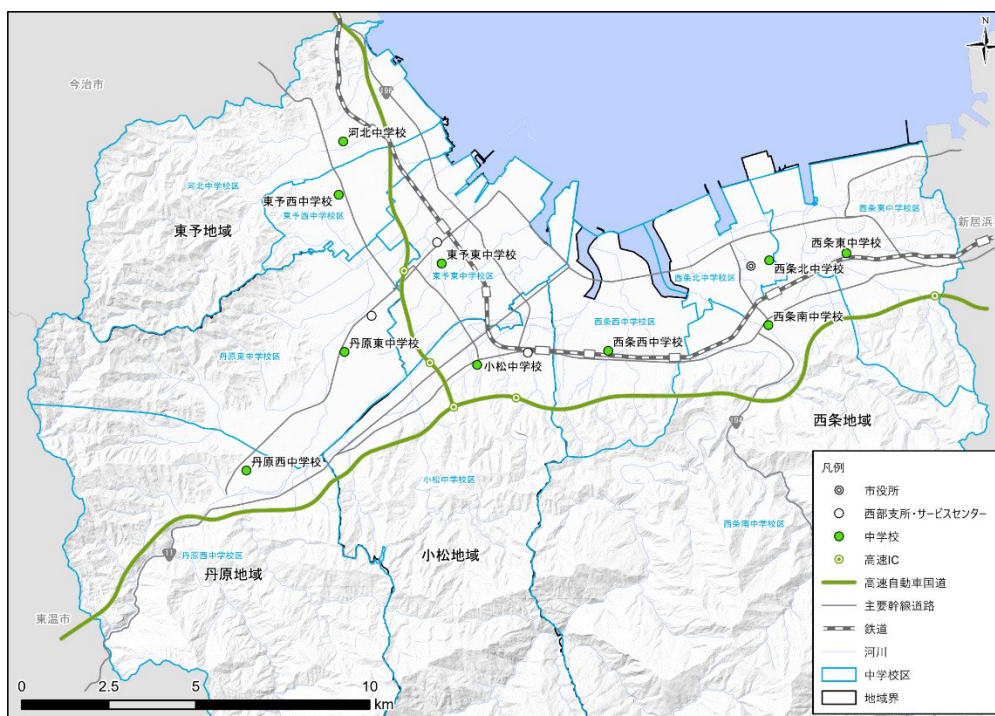
本市の学校施設の配置状況は、小学校で 25 校、中学校で 10 校となっています。

学校施設位置図（小学校）



出典：庁内資料

学校施設位置図（中学校）



出典：庁内資料

(2) 児童生徒数・学級数の推移

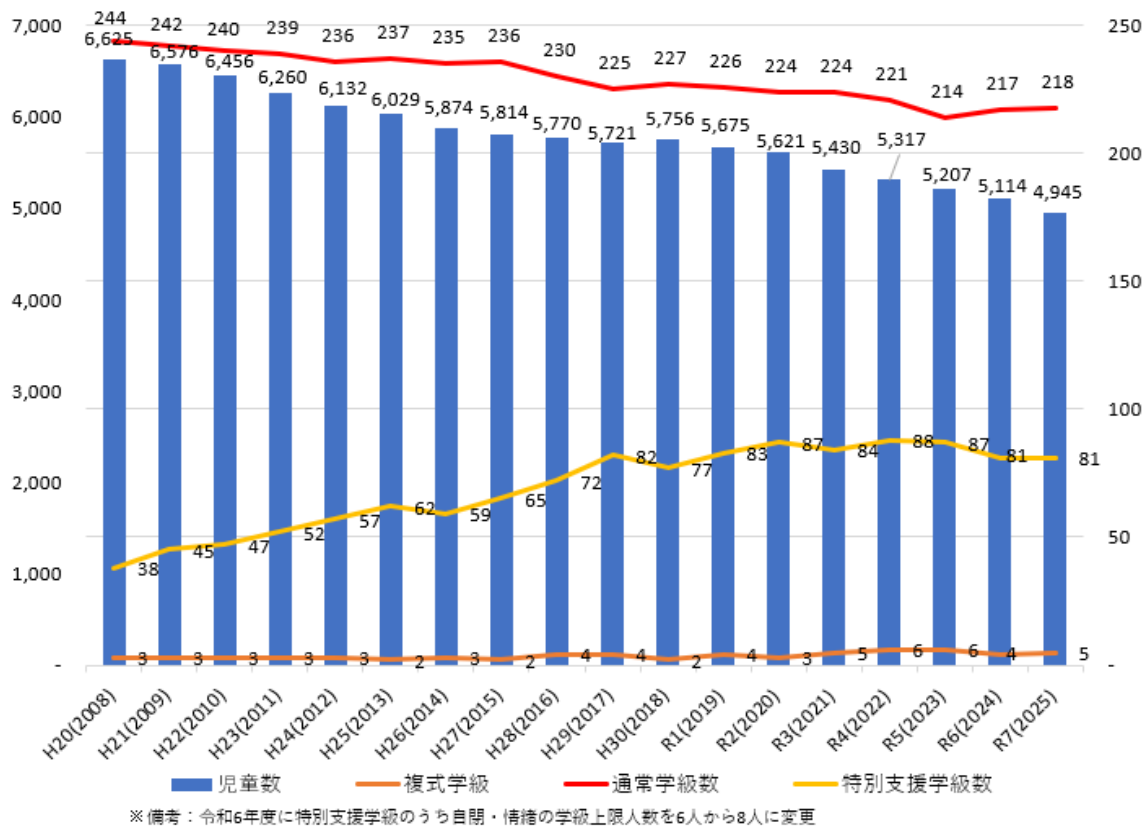
本市の小・中学校の児童生徒数は減少を続けており、平成 16 年の市町合併時から比較すると、2004 年（平成 16 年）の 10,133 人から 2025 年（令和 7 年）の 7,507 人となり、約 26%減少しています。

学級数については、統計データのある 2005 年（平成 17 年）以降、全体ではゆるやかに増加していますが、学校規模の基準となる通常の学級が減少し、学校が小規模化しています。

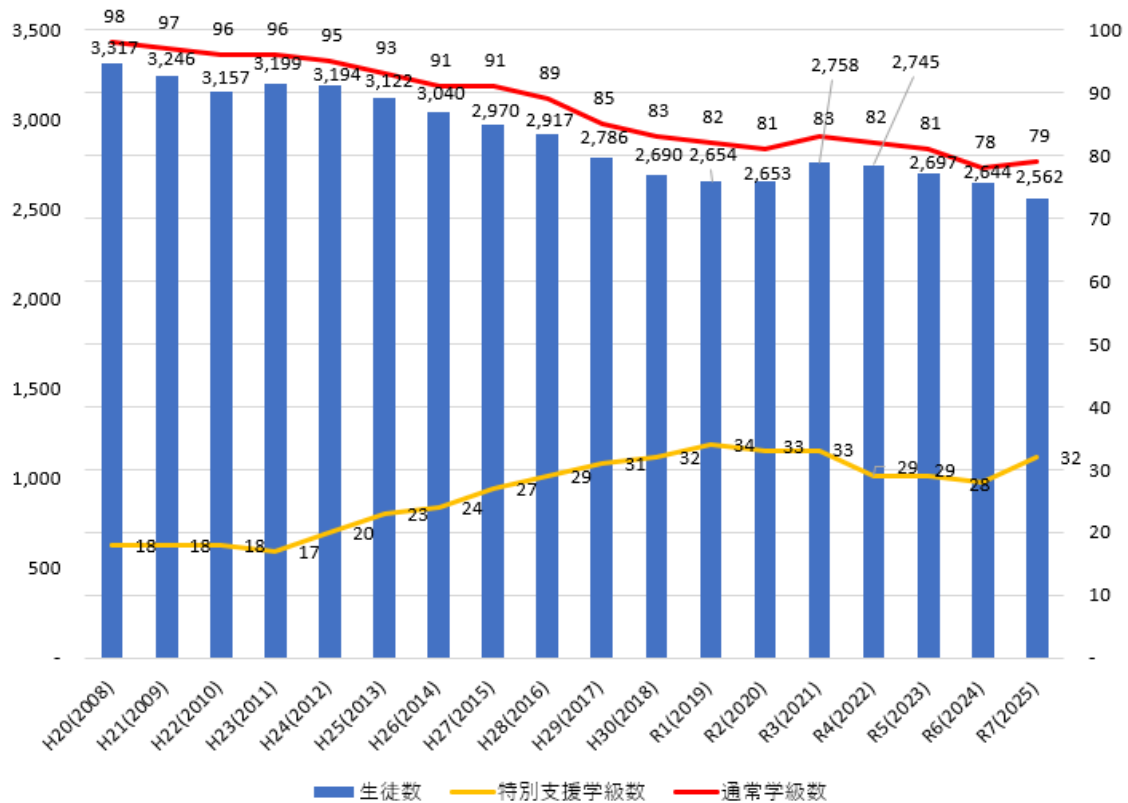
年 度	児童生徒数（人）			学級数
	小学校	中学校	合計	
1995 (H7)	8,056	4,478	12,534	－
1996 (H8)	7,760	4,386	12,146	－
1997 (H9)	7,410	4,320	11,730	－
1998 (H10)	7,331	4,250	11,581	－
1999 (H11)	7,059	4,131	11,190	－
2000 (H12)	6,928	3,992	10,920	－
2001 (H13)	6,891	3,832	10,723	－
2002 (H14)	6,814	3,653	10,467	－
2003 (H15)	6,821	3,447	10,268	－
2004 (H16)	6,727	3,406	10,133	－
2005 (H17)	6,791	3,330	10,121	391
2006 (H18)	6,752	3,352	10,104	396
2007 (H19)	6,641	3,346	9,987	397
2008 (H20)	6,625	3,317	9,942	398
2009 (H21)	6,576	3,246	9,822	402
2010 (H22)	6,456	3,157	9,613	401
2011 (H23)	6,260	3,199	9,459	404
2012 (H24)	6,132	3,194	9,326	408
2013 (H25)	6,029	3,122	9,151	415
2014 (H26)	5,874	3,040	8,914	409
2015 (H27)	5,814	2,970	8,784	419
2016 (H28)	5,770	2,917	8,687	420
2017 (H29)	5,721	2,786	8,507	423
2018 (H30)	5,756	2,690	8,446	419
2019 (R1)	5,675	2,654	8,329	425
2020 (R2)	5,621	2,653	8,274	425
2021 (R3)	5,430	2,758	8,188	424
2022 (R4)	5,317	2,745	8,062	420
2023 (R5)	5,207	2,697	7,904	411
2024 (R6)	5,114	2,644	7,758	404
2025 (R7)	4,945	2,562	7,507	410

出典：庁内資料

小学校の児童数・学級数の推移



中学校の生徒数・学級数の推移



出典：庁内資料

(3) 児童生徒数の将来推計

① 小学校別児童数の将来推計

小学校の児童数は今後も減少する見込みであり、2025 年（令和 7 年）時点では、小規模校（全学年が単学級）が 12 校、過小規模校（複式学級を有する学校）が 4 校となっています。また、2025 年（令和 7 年）から 25 年後となる 2050 年（令和 32 年）には、小規模校が 9 校、過小規模校が 11 校に増加する見込みです。

小学校児童数の将来推計

(単位：人)

小学校	2024 (R6)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)
西条小	487	478	445	405	358	323	294
神拝小	714	690	684	648	614	570	531
大町小	544	548	489	459	435	415	400
玉津小	520	519	557	587	609	610	635
飯岡小	296	281	245	220	214	211	198
神戸小	180	165	140	115	104	98	91
禎瑞小	63	50	44	38	38	39	36
橘小	86	78	64	51	40	34	29
氷見小	151	141	128	122	118	112	105
壬生川小	232	215	203	186	168	148	132
周布小	149	158	144	136	125	121	122
吉井小	119	111	86	68	57	53	49
多賀小	262	258	255	253	256	246	231
国安小	167	174	156	139	123	109	102
吉岡小	139	134	124	114	103	90	84
三芳小	85	80	75	66	54	43	35
楠河小	80	76	62	48	37	31	24
庄内小	64	60	50	46	45	39	33
丹原小	238	226	188	156	132	110	94
徳田小	37	36	25	18	13	12	11
田滝小	11	9	8	4	1	1	1
田野小	72	63	57	46	35	27	23
中川小	77	67	51	34	24	19	15
小松小	259	251	185	152	129	113	96
石根小	82	77	53	36	30	24	21
合計	5,114	4,945	4,516	4,148	3,862	3,598	3,390

出典：庁内資料

※ 小規模校 過小規模校

※ 2015 年、2020 年国勢調査データに基づき算出。但し 2024 年（R6）、2025 年（R7）は実数。

※ 全校児童数が 210 人以下となる場合を小規模校、60 人以下となる場合を過小規模校と仮定。

※ 端数処理をおこなっているため、合計値が一致しない場合あり。

② 中学校別生徒数の将来推計

中学校の生徒数は今後も減少する見込みであり、2025 年（令和 7 年）時点では、小規模校（全学年が単学級）が 2 校生じています。

2025 年（令和 7 年）から 25 年後となる 2050 年（令和 32 年）には、小規模校が 5 校に増加し、過小規模校（複式学級を有する学校）が 1 校生じる見込みです。

中学校生徒数の将来推計

（単位：人）

中学校	2024 (R6)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)
西条東中	387	387	387	377	389	394	392
西条西中	164	156	130	110	101	96	90
西条南中	393	383	345	306	283	267	255
西条北中	552	547	530	498	464	426	392
東予東中	401	394	354	332	307	292	273
東予西中	155	138	149	134	122	108	96
河北中	113	120	90	77	67	55	45
丹原東中	206	198	168	133	109	89	73
丹原西中	42	39	31	20	14	10	8
小松中	231	200	169	125	101	86	76
合計	2,644	2,562	2,353	2,112	1,955	1,821	1,699

出典：庁内資料

※  小規模校  過小規模校

※ 2015 年、2020 年国勢調査データに基づき算出。但し 2024 年（R6）、2025 年（R7）は実数。

※ 全校生徒数が 120 人以下となる場合を小規模校、15 人以下となる場合を過小規模校と仮定。

※ 端数処理をおこなっているため、合計値が一致しない場合あり。

3 学校規模等の適正化について

(1) 基本的な考え方

学校規模等の適正化を検討するにあたっては、まず学校が果たす役割を改めて確認することが大切です。義務教育段階の学校では、子どもたち一人ひとりの力を伸ばすとともに、将来社会の一員として自立して生きていくための資質や、社会を支える人としての基本的な力を育てることを目的としています。

学校は、教科の知識や技能を身に付けさせる場であるだけでなく、子どもたちが集団の中で多様な考えに触れ、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、これからの社会をたくましく生きていくうえで必要な力（思考力・表現力・判断力・問題解決能力等）を育む場でもあります。また、こうした経験を通して、社会性やルールを守る意識を身に付けることも重要です。

このような教育を十全に行うためには、一定規模の集団が確保されていることや、経験年数や専門性、男女比などの面でバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましいと考えられています。そのため、一定数の学校規模を確保することが重要とされています。

学校規模等の適正化は、さまざまな要素に関わる難しい課題ですが、何よりも大切なのは、児童生徒の教育条件をより良くするという視点です。学校教育の目的や目標をよりよく実現するために、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の方向性も踏まえながら、現在の学級数や児童生徒数のもとで、具体的にどのような課題があるのかについて、保護者や地域の皆さんと共通理解を図りながら、丁寧に検討していく必要があります。

(2) 学校規模等の適正化について

ア 学級数に関する視点

学級数が少なくなると、学校運営や教育活動において、次のような課題が生じる可能性があると考えられています。

- ① クラス替えができない。
- ② クラス同士で競い合い、切磋琢磨する教育活動が行いにくい。
- ③ 習熟度別指導など、学級の枠を超えた多様な指導が行いにくい。
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限られる。
- ⑤ 運動会、文化祭、遠足、修学旅行などの集団活動や行事において、教育的な効果が十分に発揮されにくい。
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい。
- ⑦ 上級生や下級生も少なくなるため、学習や進路選択の参考となる先輩が限られる。
- ⑧ 体育の球技や音楽の合唱・合奏など、一定人数を必要とする集団学習に制約が生じる。

- ⑨ 班活動やグループ分けがしにくくなる。
- ⑩ 協働的な学習で扱える課題や学習方法が限られる。
- ⑪ 特定の児童生徒の考え方や意見に、クラス全体が影響を受けやすくなる。
- ⑫ 生徒指導上課題がある児童生徒の行動が、クラス全体に与える影響が大きくなりやすい。
- ⑬ 児童生徒から多様な意見や発言を引き出しにくく、授業展開に制約が生じる場合がある。
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる場合がある。

以上のような課題は、学級数や学級当たりの児童生徒数が減少するにつれて、より顕在化するおそれがあります。特に複式学級となる場合には、教員が複数学年を行き来しながら、直接指導と間接指導を組み合わせる授業を行う必要があるため、次のような課題が生じる可能性があると言われています。

- ① 複式学級特有の指導方法など、教員に高度な指導技術が求められる。
- ② 複数学年・複数教科分の教材研究や指導準備が必要となり、教員の負担が大きくなる。
- ③ 指導順が単式学級と異なる場合、単式学級の学校へ転出した際に、未習の学習内容が生じるおそれがある。
- ④ 実験や観察など、長時間の直接指導を要する学習活動に制約が生じる場合がある。
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になることで、指導上の配慮や制約が生じる可能性がある。

他方、各学年で複数の学級を編制できる場合には、クラス替えが可能になることの効果も含め、次のような利点があると指摘されています。

- ① 児童生徒同士や教員との人間関係に配慮した学級編制ができる。
- ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。
- ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる。
- ④ クラス替えを契機とし、児童生徒が意欲を新たにすることができる。
- ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる。
- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる。
- ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる。

イ 教員数に関する視点

小・中学校に共通して、学級数が少なくなるにつれて配置される教職員数も減少するため、次のような課題が生じやすくなり、その結果、教育活動にも制約が生じるおそれがあることに留意する必要があります。

- ① 経験年数、専門性、男女比など、バランスのとれた教職員配置や、それらを生かした指導の充実が困難となる。
- ② 教員一人ひとりの力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動の影響を受けやすくなるほか、教員数の年ごとの変動により、学校経営が不安定となる可能性がある。
- ③ 児童生徒のよさを多面的に評価しにくくなり、多様な価値観に触れさせることが困難となる場合がある。
- ④ ティーム・ティーチング（複数の教師が協力して一つの授業を担当する指導形態）、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導など多様な指導方法を取り入れることが難しくなる。
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や、行事に関わる負担が大きくなる。
- ⑥ 学年ごとに学級数や学級当たりの人数に大きな差がある場合、教員間で業務負担に大きな不均衡が生じる。
- ⑦ 平日の校外研修や、他校で行われる研究協議会などへの参加が困難となる。
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を整えにくく、指導技術の共有や継承が進みにくい。（学年会や教科会が成立しにくい）。
- ⑨ 学校が直面するさまざまな課題に対し、組織的に対応することが困難となる場合がある。
- ⑩ 免許外による教科指導が生じる可能性がある。
- ⑪ クラブ活動や部活動における指導者の確保が困難となる。

ウ 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

学級数が少ないことによる学校運営上の課題については、実際に生じるかどうかは学校が置かれている状況や条件によって大きく異なります。しかし、こうした課題が生じた場合には、児童生徒に次のような影響を及ぼす可能性があるとして指摘されています。

- ① 集団の中で自分の考えを表現したり、他者の考えを尊重したりする経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が育ちにくい。
- ② 児童生徒同士の人間関係や、互いに対する評価が固定化しやすい。
- ③ 協働的な学びを進めることが難しくなる。
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で、学習意欲や成長が十分に引き出されにくい。
- ⑥ 教員への依存心が強まりやすくなる。
- ⑦ 進学など、より大きな集団に移行した際に、環境への適応が難しくなる可能性がある。
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れる機会が限られる。
- ⑨ 活躍の場が限られ、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しくなる。

エ 望ましい学校規模について

学校規模が縮小すると、学校運営上さまざまな課題が生じることを踏まえ、文部科学省では、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成 27 年 1 月 27 日）において、望ましい学校規模の考え方を示しています。

この手引では、小学校について、まず複式学級を解消するためには、少なくとも 1 学年 1 学級以上、全体で 6 学級以上が必要とされています。さらに、全学年でクラス替えを可能とすることや、学習活動の特性に応じて学級を超えた集団編成を行うこと、同学年に複数の教員を配置するためには、1 学年 2 学級以上、全体で 12 学級以上あることが望ましいとされています。

一方、中学校については、全学年でクラス替えを可能とし、学級を超えた集団編成や同学年への複数教員配置を行うためには、少なくとも 1 学年 2 学級以上、全体で 6 学級以上が必要とされています。また、免許外指導を解消し、すべての授業を教科担任による指導とするためには、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましいとされています。

さらに、学校教育法施行規則では、地域の実態などにより特別な事情がある場合を除き、小・中学校の学級数について、12 学級以上 18 学級以下を標準と定めています。

これらを踏まえると、本市において望ましい学校規模としては、小・中学校ともに、学校教育法施行規則に示されている標準的な学級数である、1 校当たり 12 学級以上が必要であると考えられます。この考え方は、令和 4 年度に実施した保護者および教員へのアンケートにおいて、最も多く寄せられた意見とも一致しており、この規模を確保することで、全学年でのクラス替えや、同学年内への複数教員配置が可能となり、より良い教育環境の整備につながることから、将来にわたって確保を目指していくべき学校規模であると考えられます。

オ 維持すべき学級規模について

単学級の場合、学級は児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本的な単位であることから、1 学級当たりの児童生徒数、いわゆる学級規模について十分に考慮することが重要です。一口に単学級といっても、児童生徒数が 10 人に満たない学級もあるなど、その実態はさまざまです。

一般に、学級規模が小さい場合には、きめ細かな指導が行いやすいことや、学校行事や日常活動においてリーダーを担う機会が増えること、発言の機会を多く確保できることなどの利点があります。一方で、学級の児童生徒数が極端に少なくなると、次に示すような課題が特に顕著になるとされています。

- ① 運動会、文化祭、遠足、修学旅行などの集団活動や行事において、教育的効果が十分に発揮されにくくなる。
- ② クラス内で男女比の偏りが生じやすくなる。

- ③ 体育の球技や音楽の合唱・合奏など、集団で行う学習活動に制約が生じる。
- ④ 班活動やグループ分けが行いにくくなる。
- ⑤ 協働的な学習で扱える課題や学習方法が限られる。
- ⑥ 特定の児童生徒の考え方に、クラス全体が影響を受けやすくなる。
- ⑦ 児童生徒から多様な意見や発言を引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ⑧ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる場合がある。

このため、本市においては、1 学年単学級となる場合の想定として、1 学級当たりの最低限の児童生徒数について、小学校で 25 人程度、中学校で 35 人程度を基準として定め、適正化の一定の判断材料とします。

この基準については、上記の課題に対応するために必要な規模であると考えられるとともに、現状の本市の平均的な学級規模であることに加え、保護者等へのアンケートでも適切とする回答の多かった状況などから、将来的にも維持を目指したい規模と考えられます。

(3) 望ましい学校の適正配置について

学校規模等の適正化を検討するにあたっては、児童生徒の通学条件に十分配慮することが必要です。

国が示す通学条件の目安では、通学距離については、小学校はおおむね 4km 以内、中学校はおおむね 6km 以内とされています。また、通学時間はおおむね 1 時間以内を一応の目安とし、地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断することが適当とされています。

本市における現在の通学距離は、小学校でおおむね 3km 以内、中学校でおおむね 5km 以内となっていますが、今後の学校規模の適正化を進めるにあたっては、徒歩や自転車による通学距離として妥当とされている国の基準程度を一定程度許容しつつ、柔軟に対応していく必要があります。

一方で、学校の統廃合をおこなう場合には、これまでの通学路が変更したり、通学距離が長くなることが想定されます。そのため、スクールバスの導入をはじめとした通学支援策についても、あわせて検討していく必要があります。

(4) 優先的事項について

地域コミュニティの核としての役割を担う小・中学校については、学校規模等の適正化を行政が一方向的に進めるのではなく、保護者や地域住民、学校関係者など、関係する皆様の理解と協力を得ながら進めていく必要があります。

そのためには、保護者や地域の方々と危機意識や課題認識、将来ビジョンを共有することが重要です。加えて、地域と学校が両輪となって学校づくりのプロセスに取り組めるように

するためには、課題解決の優先順位などを明確にした上で、過度な負担や無理が生じないよう、十分な移行期間の確保や段階的なアプローチを図ることも考慮しなければなりません。

本市の学校規模の推移予測によると、現状から今後の約 10 年間で、小規模校や過小規模校がさらに増加する見込みとなっています。これらを踏まえた上で、本市において、前述した望ましい学校規模に向けて適正化が必要とされる学校の対象数などを考慮すると、一度に再編を図るには、様々な面で過度な負担や無理が生じると想定されることから、再編の規模を段階的に捉えることや、優先的に取り組むべき事項を定めるなど、その進め方にも一定の配慮が必要であると考えられます。

これらを踏まえた進め方として、小学校については、クラス替えが可能となる 1 学年 2 学級以上を望ましい適正規模とします。一方で、複数のグループ編成が可能となる 1 学級 25 人程度を確保できる場合には、1 学年 1 学級であっても適正規模の範疇とします。

ただし、今後 10 年間においては児童数の減少が一定程度続くことが見込まれることから、まずは複式学級の解消を最優先課題とし、当面は 1 学級 20 人規模の確保を目安として取り組むべきであると考えられます。

また、中学校については、1 学年 4 学級以上を望ましい適正規模としつつ、専科教員の配置が可能となる 1 学年 3 学級以上を適正規模の範疇とします。その上で、今後 10 年間においては、単学級の解消を最優先とし、全学年でクラス替えが可能となる 1 学年 2 学級以上の規模確保に重点的に取り組む必要があると考えられます。

一方、アンケート調査では、回答の約 3 割に、児童生徒数が減少しても現在の学校配置を望ましいとする意見がありました。このため、小規模校を一律に廃止するのではなく、小規模校のデメリットをできるだけ解消しつつ、今後も引き続き存続できるよう、多様な学校のあり方についても、並行して検討していく必要があります。

(5) 学校規模等の適正化にかかる基本方針について

前述した内容を踏まえ、本市における学校規模等の適正化にかかる基本的な方針については、以下のとおりとします。

① 望ましい学校規模

区 分	学級数	備 考
小学校	1 学年 2 学級以上（12 学級以上）	国標準と同様
中学校	1 学年 4 学級以上（12 学級以上）	

② 維持すべき学級規模（1 学年 1 学級の場合）

区 分	1 学級当たりの児童・生徒数	備 考
小学校	25 人程度	市内の平均的な 学校規模を維持
中学校	35 人程度	

③ 望ましい適正規模の基準（通学距離）

区 分	通学距離	通学時間	備 考
小学校	概ね 4 km 以内	概ね 1 時間以内	国標準と同様
中学校	概ね 6 km 以内	概ね 1 時間以内	

④ 優先的事項

ア 小学校

内 容	備 考
(ア) 過小規模校の解消（複式学級の解消、1 学級 20 人規模）	今後 10 年の計画
(イ) 1 学年 1 学級（グループ分けができる、1 学級 25 人規模）	適正の範疇
(ウ) 1 学年 2 学級以上（クラス替えができる）	望ましい学校規模

望ましい学校規模は(ウ)とするものの、一度に再編を進めることは困難であるため、(イ)の規模を適正の範囲とし、まずは(ア)を目指して取り組む。

イ 中学校

内 容	備 考
(ア) 1 学年 2 学級以上（クラス替えができる）	今後 10 年の計画
(イ) 1 学年 3 学級以上（専科の教員が配置できる）	適正の範疇
(ウ) 1 学年 4 学級以上	望ましい学校規模

望ましい学校規模は(ウ)とするものの、一度に再編を進めることは困難であるため、(イ)の規模を適正の範囲とし、まずは(ア)を目指して取り組む。

※ ただし、アンケート調査による回答結果で、約 3 割の方が児童・生徒が減少しても今の学校配置が望ましいと回答していることから、小規模校をすべて廃止するのではなく、小規模校のデメリットをできるだけ解消しつつ、多様な学校の在り方を検討する。

(6) 多様な学校の在り方について

社会状況の変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境は年々多様化・複雑化しており、これらに応じたきめ細かな対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、子どもたち一人ひとりの多様なニーズに対応するためには、学校規模に伴う課題の解消に努めるとともに、学校の魅力向上を図ることが重要です。そこで、小規模校であっても存続の可能性を確保する観点から、次の取組について検討を進め、本市における魅力ある学校づくりと、特色ある教育環境の実現を推進していきます。

ア 小規模特認校制度

小規模特認校制度は、文部科学省による「通学区域制度の弾力的運用について」（平成 9 年 1 月 27 日）の通知を受けて導入された「学校選択制」（自由選択制、ブロック選択制、隣接区域選択制、特認校制、特定地域選択制）の一形態である「特認校制」を、小規模校において活用する制度です。小規模校の特性を生かし、きめ細かな指導や独自性のある教育を展開することで、学校の魅力を高め、教育の質をより一層充実させるなどの効果が期待されるものです。

この制度を導入することで、従来の通学区域は維持したまま、特定の学校については、保護者や児童が希望する場合に、一定の条件のもと、市内のどこからでも通学することができるようになります。

イ 小中一貫教育

制度上の小中一貫教育には、大きく分けて二つの形態があります。

一つは、一人の校長のもとで一つの教職員集団が、9 年間を見通した一貫した教育課程を編成・実施する「義務教育学校」です。もう一つは、組織上は独立した小学校と中学校が、義務教育学校に準じた形で連携し、一貫した教育を行う「小中一貫型小・中学校」です。

また、現在の小中一貫教育の多くは校舎が分かれた施設分離型で、小・中学校それぞれに校長等が配置され、教職員集団も別々に組織されています。そのような形態であっても、取組内容を工夫することで、学習指導や生徒指導の面で高い成果を上げている事例が数多く見られます。このことから、小中一貫教育に取り組む場合でも、必ずしも義務教育学校や施設一体型の学校を目指す必要はなく、地域の実情に応じた柔軟な形態で進めることが可能であると考えられます。

また地域が抱える実情は様々であり、例えば、

- ① 小学校と中学校の学校段階の差が持つ教育効果を重視する場合。
- ② 学校選択制と組み合わせで既存の小・中学校をベースとして特色ある取組を行う場合。
- ③ 近隣に中高一貫校が設置されている場合。

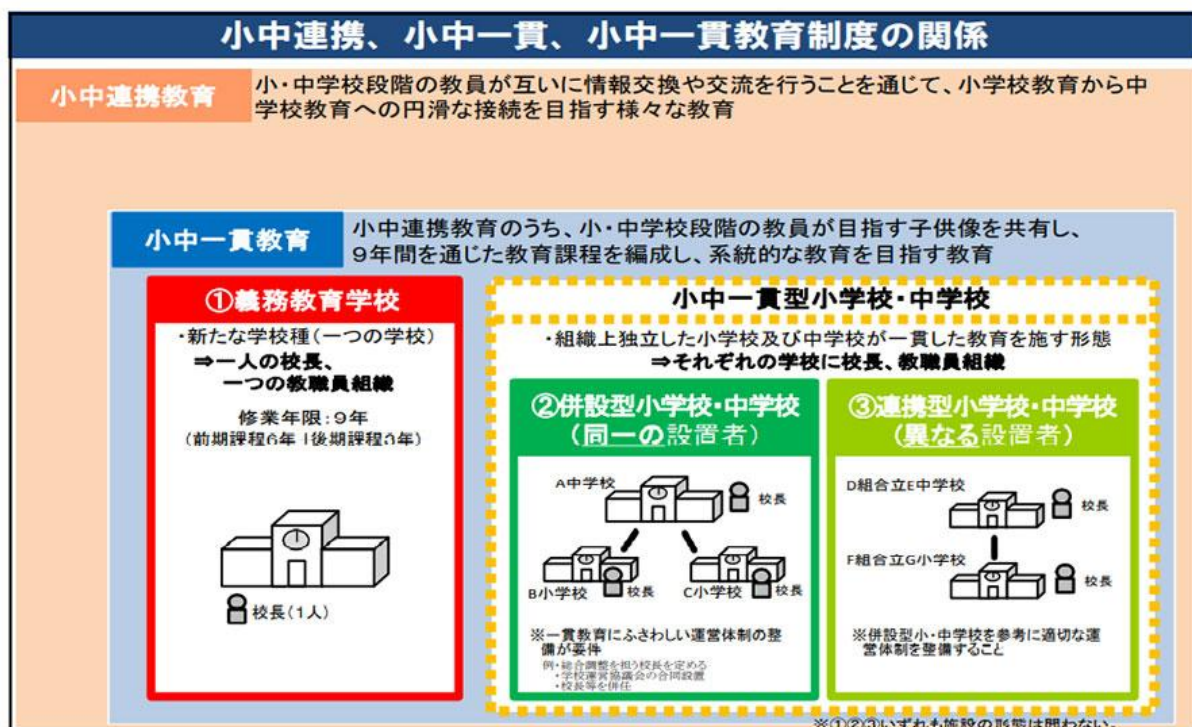
など、引き続き小・中学校を基本とし、その充実を図ることが適切な場合も想定されます。このような状況のもとで小中一貫教育を実施する場合、義務教育学校制度よりも、小中一貫型小・中学校制度の方が活用しやすいと考えられています。また、施設についても、施設一体型とするか、施設分離型とするかは、小学校が地域コミュニティの核として果たしている役割などを踏まえ、慎重に判断する必要がある場合があります。

そのため、義務教育学校と小中一貫型小・中学校、また施設一体型と施設分離型、それぞれの特性を十分に理解した上で、どのような小中一貫教育を目指すのかを明確にし、どのような条件のもとで取り組むのかについて、丁寧な検討が求められます。

小中一貫教育が全国的に進められてきた背景には、児童生徒が小学校から中学校へ進学する際に生じやすい、新しい環境への不適應、いわゆる「中1ギャップ」への対応の必要性があります。これに加え、異学年交流の活性化や、多様な教員が児童生徒に関わる体制の構築、中学校区を単位とした地域の活性化による地域教育力の向上など、教育活動の充実に対する期待も高まっています。

小学校段階と中学校段階を一体的に捉え、一定の児童生徒数を確保することで、学校行事の活性化や多様な学習集団の編成、異年齢交流の機会の拡大が可能となります。これにより、小規模校が抱えがちな課題である社会性の育成や、切磋琢磨できる学習環境の確保、多様な考え方に触れる機会の充実などについて、効果が期待されるものです。

小中一貫教育制度（参考）



出典：文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（H28）」

4 学校規模等の適正化を図る方策

本市には、小規模校同士が地理的に隣接している地域が複数存在しており、これらの地域においては、今後も大幅な人口増や児童生徒数の回復が見込みにくい状況にあります。少子化が長期的に続く中、学校を取り巻く環境は今後さらに厳しさを増していくことが想定されます。

このような状況のもとでは、通学区域の見直しだけによって課題の解消を図ることは困難であり、あわせて、児童生徒数の減少に伴う学校施設の維持管理や更新の効率化といった観点からも、学校規模等の適正化に計画的に取り組んでいく必要があります。

学校規模等の適正化を進めるにあたっては、単に数値的な条件のみで判断するのではなく、各地域の地理的条件や歴史的な経緯、これまで長年にわたり築かれてきた学校と地域との関わりを十分に踏まえることが重要です。そのため、地域としての類似性や結びつきが強い、旧西条、東予、丹原、小松といった旧行政区の枠組みについては、基本的に維持していくことが望ましいと考えられます。

さらに、現状の各中学校区を一つの単位として学校規模等の適正化を検討することにより、仮に学校の統廃合を行う場合であっても、通学距離を一定の範囲内に抑えることが可能となります。また、これまで培われてきた地域とのつながりを生かしながら検討を進めることで、保護者や地域住民との円滑な合意形成を図るとともに、地域としての一体感の醸成にも繋げることも期待されるものです。

一方で、小規模であることによる課題の解消に努めつつ、本市における多様な学校の在り方を実現していくためには、これまでに例のない小規模特認校や小中一貫教育校の設置など、地域との連携を基盤とした教育の充実による小規模校の存続についても、あわせて検討していく必要があります。その際には、学校運営協議会を中核とするコミュニティ・スクールの仕組みを積極的に活用し、学校の将来像や望ましい教育環境の在り方について、保護者や地域住民と課題意識や方向性を丁寧に共有しながら検討を進めていくことが重要です。

学校規模等の適正化は、単なる学校施設の配置見直しに留まるものではなく、地域とともに学校を支え、育てていく体制づくりと一体的に進めていくべき取組であり、持続可能な教育環境を構築していくための重要なプロセスとして捉える必要があります。

5 留意すべき事項

学校規模等の適正化は、児童生徒数の推移や施設の状況といった数値的な側面だけで判断できるものではなく、各地域が抱える実情や課題、これまで培われてきた学校と地域との関係性などを十分に踏まえながら進めていく必要があります。

また、その進め方によっては、子どもたちの学習環境や心身への影響、保護者や地域住民の不安や負担が生じる可能性もあることから、教育委員会としては、子どもたちにとって最善の教育環境の確保を第一に考え、丁寧かつ段階的に取り組む姿勢が求められます。

こうした認識のもと、学校規模等の適正化を図るためには、それぞれの地域において様々な課題があることを踏まえ、特に下記の点に留意して取り組むことが重要になります。

<留意点>

- ① 子どもたちのための最適な学習環境が構築されるよう、ICT 教育の活用ほか、学校施設の維持改修や設備の充実などにも十分配慮しながら進める必要があること。
- ② 通学経路の安全確保に十分配慮するとともに、遠距離通学となる児童生徒については、スクールバス等の交通機関の利用について、その運営方法なども含めたデメリットの解消に努めつつ検討し、できるだけ早期に対象となる地域に示す必要があること。
- ③ 学校施設として利用されなくなった校舎及び校地については、まちづくりや地域防災の観点から、地域の意見を十分聴取し、有効活用を図る必要があること。
- ④ 統廃合に当たっては、事前に学校間交流などを実施し、児童生徒の一体感の醸成と不安の解消に努める必要があること。
- ⑤ 適正化の対象校となった学校については、保護者をはじめ地域の理解が得られるよう、話し合いの場としての「地元協議会（仮称）」を設置するなど、十分な協議を経てから進める必要があること。
- ⑥ 基本計画等を見直すに当たっては、旧行政区に限定されない考え方や通学校区の弾力化ほか、小中一貫教育等についても全市的な展開を検討するなど、将来的な議論を更に進める必要があること。

6 学校規模等の適正化の進め方

(1) 基本的な考え方

学校規模等の適正化の検討を進めるにあたっては、地域の特性や学校ごとの事情の違いに関わらず、市内で共通する基本的な考え方と進め方をあらかじめ定め、その方針に基づいて取組を進めていくことが大切です。

こうした基本的な考え方を共有することで、地域ごとの協議や判断基準にばらつきが生じることを防ぎ、市として一貫した姿勢を示すことができます。この方針は、全ての地域において共通の土台として尊重されるべきものです。

具体的には、子ども第一、地域・対話重視を基本理念として位置づけ、検討を進めていきます。学校規模等の適正化は、将来を担う子どもたちにとって、より良い教育環境を将来にわたり安定的に確保することを最も重要な目的とします。

また、学校は子どもたちの学びの場であると同時に、地域にとっても大切な拠点であることを踏まえ、保護者や地域住民の思いを丁寧に受け止めながら進めます。

統廃合の是非や今後の方向性については、地域や学校ごとに状況や受け止め方が異なることを前提とし、多様な意見があることを踏まえながら、十分な対話と協議を重ねていきます。

(2) ロードマップ

学校規模等の適正化を進めていくには、対象となる地域で説明会等を開催し、本市の現状や児童生徒数の将来的な見通しを示しつつ、保護者をはじめ地域住民に対し、十分な共通理解が得られるよう取り組む必要があります。

また、具体的な協議については、対象となる地域住民の理解が得られ次第、地域住民で組織する地元協議会（仮称）を設置し、合意形成を図りながら段階的に進めることとします。

地元協議会において、保護者や地域住民らの理解が得られた場合には、次の段階として準備委員会（仮称）を設置し、新しい学校の設置に必要な具体的な協議や関係組織の統合準備などを進めるとともに、再編となる学校間での交流事業等にも取り組みます。

なお、再編スケジュールなどの詳細は、統廃合の規模や各協議会での進捗により異なりますが、全国的な事例から見ると、地元協議会の設置から新しい学校の設立まで概ね 3～4 年程度を要する見込みです。

ロードマップの概要

項 目	順序	内 容
基本方針（案）を公表・策定	↓	パブリックコメント実施
（基本方針説明会）	↓	必要に応じて説明会等を開催
基本計画（案）を公表・策定	↓	パブリックコメント実施
基本計画説明会	↓	対象となる地域を中心に説明会を開催
地元協議会（仮称）を設置	↓	検討に向けた同意が得られた時点で設置
準備委員会（仮称）を設置	↓	統廃合に向けた同意が得られた時点で設置
統廃合に向けた交流事業の実施	↓	学校間での交流事業等の実施
環境整備等	↓	必要に応じて施設・通学路等を整備・改修
関係条例等の改正	↓	統廃合に必要な条例・規則等の改正
新学校の設立等	↓	開校・旧校の閉校、記念行事等の開催

※ 状況に応じて庁内プロジェクトチームを設置し、様々な課題に対して全庁的に検討を行う。

(3) 地元協議会（仮称）

地域での協議を円滑に進めるため、地域住民の一定の理解が得られた段階で、地域住民で組織する地元協議会を設置し、合意形成に向けた協議を行います。協議の過程では、多様な意見があることを前提に、丁寧な対話を図ります。

地元協議会は、PTA、学校関係者及び自治会など、地域の実情に応じてさまざまな立場や世代で構成し、学校規模等の適正化にかかる理解を深めるとともに、多様な意見を整理・共有しながら議論を進める場とします。

地元協議会で十分な情報共有を行い、主な論点が整理されたうえで、地域として一定多数の理解・賛同が確認できた場合には、再編を前提とした次の段階として、準備委員会の設置へ移行する役割を担います。

地元協議会（仮称）の概要

名 称	〇〇地区地元協議会（仮称）
構成員	PTA、学校関係者及び自治会など、地域の実情に応じて多様な立場や世代で構成（原則として、小・中学校を有する地域ごとに組織）
役割等	○ 設置主体 地域の主体的な話し合いの場として設置し、市は必要な調整・支援を行いながら、地域と協働して検討を進める。 ○ 情報共有 本市の現状や児童生徒数の将来的な見通し、地域の特性などを広く共有し、相互理解を深める。 ○ 協議・意見集約 多様な意見や提案を出し合い、対話を通じて議論を深め、考えを丁寧に整理・集約する。 ○ 公開性・透明性の確保 協議の経過が分かるよう、協議内容や関係資料を分かりやすく整理したうえで、広く共有する。 ○ 準備委員会設置への接続機能 十分な情報共有を行い、主な論点が整理されたうえで、地域としての理解・賛同が確認できた場合には、再編を前提とした次の段階として、準備委員会の設置へ移行する。

(4) 準備委員会（仮称）

地元協議会における協議を通じて、再編の方向性について地域として一定の理解・合意が確認された場合には、再編の具体的な実施に向けた検討を行う次の段階として、準備委員会を設置します。

準備委員会では、再編を前提としながら、児童生徒や保護者への影響をできるだけ抑え、学校の魅力向上にも配慮した円滑な移行を目指します。そのために必要となる事項を整理・検討し、地域の意見を踏まえつつ、現実的かつ丁寧な準備を進める場として位置づけます。

準備委員会（仮称）の概要

名 称	〇〇地区準備委員会（仮称）
構成員	PTA、学校関係者及び自治会など、地域の実情に応じて多様な立場や世代で構成（再編の対象となる複数の学校や地域全体を一体として組織）
役割等	○ 設置主体 地元協議会での合意形成を受け、市と地域が協働して設置（市は事務局機能を担い、調整・支援を行う） ○ 目的 再編の実施に向け、通学、学校運営、施設、地域への影響等について具体的に検討し、円滑な移行に向けた準備を行う。 ○ 協議内容 主として、時期、校名、通学方法、安全対策、保護者・児童生徒への配慮、学校運営体制、教育環境、旧施設の利活用や跡地の取扱い、財政的な持続可能性、関係団体の統合に向けた調整、工程表の整理などを協議する。 ○ 情報共有・説明 検討内容や進捗状況について、保護者や地域住民に分かりやすく説明し、必要な情報を適切に共有する。 ○ 公開性・透明性の確保 協議の概要や検討結果については、整理のうえ地域に周知し、透明性の確保に努める。 ○ 新学校の設立と旧校の閉校 開校・旧校の閉校に伴う整理と記念行事等の開催など。

以 上

西条市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針

発 行 令和 8 年 7 月

発行者 西条市教育委員会

編 集 西条市教育委員会事務局 学校政策課

〒793-8601 西条市明屋敷 164 番地

TEL 0897-52-1658（学校政策係）

Mail gakkoseisaku@saijo-city.jp